

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月16日

【事業年度】 第35期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

【会社名】 日本ライフライン株式会社

【英訳名】 Japan Lifeline Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 啓 介

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番20号

【電話番号】 (03)6711 5200

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山 田 健 二

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目2番20号

【電話番号】 (03)6711 5200

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山 田 健 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月25日に提出いたしました第35期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

（訂正前）

医療機器の製造・販売に係る承認について

当社グループが医療機器を製造または輸入販売する場合、薬事法の定めに従い、当該医療機器の品質、有効性および安全性等に関する審査を受け、厚生労働大臣の承認を取得する必要があります。また、医療機器の製造販売等を行うためには、製造販売等の許可を都道府県知事から取得する必要があります。医療機器の承認が取得できない、もしくは取得までに長期間を要した場合や製造販売等の許可が更新できない、もしくは取り消された場合、当社グループの経営成績および財務状況に影響を与える可能性があります。

（訂正後）

医療機器の製造・販売に係る許認可について

当社グループは、医療機器の製造販売を行うにあたり、医薬品医療機器等法の規制を受けており、当社は以下のとおり第一種医療機器製造販売業許可を監督官庁より取得しております。また、医療機器を製造または輸入し、販売を行う場合においても、同法の定めに従い当該医療機器の品質、有効性および安全性等に関する審査を受け、監督官庁の承認を取得しております。

前述の製造販売業許可が更新できない、もしくは取り消された場合、また、医療機器に係る承認が取得できない、もしくは取り消された場合、当社グループの経営成績および財務状況に影響を与える可能性があります。

許認可等の名称	許認可等の内容	有効期限	主な許認可取消し事由
第一種医療機器製造販売業許可証	第一種医療機器製造販売に関する許可 許可番号：13B1X00007	平成29年6月30日 （5年毎の更新）	不正な手段による許可の取得や役員等の欠格条項違反に該当した場合は許可の取消し（医薬品医療機器等法第75条）